

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 中国四国地方年金記録訂正審議会 令和7年12月18日答申分

### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500037 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500013 号

## 第1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 62 年 5 月 1 日から同年 4 月 17 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

ただし、昭和 62 年 4 月 17 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録する必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 35 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 62 年 4 月 17 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月 17 日から C 勤務地に産休代理で臨時職員として採用されたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年 5 月 1 日と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出した履歴証明書、B 事業所から提出された人事異動通知書及び同事業所の回答により、請求者は昭和 62 年 4 月 17 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで、C 勤務地に臨時職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったものと認められる。

また、上記人事異動通知書及び B 事業所から提出された給料表（以下「人事異動通知書等」という。）によると、請求者の C 勤務地に係る昭和 62 年 4 月 17 日からの「給料月額」は 14 万 6,100 円とされており、また、オンライン記録によると、請求者の B 事業所に係る同年 5 月の標準報酬月額は 16 万円とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険の被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、B事業所は、請求者の請求期間に係る給与支払及び保険料控除が確認できる賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨を回答している上、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和62年4月分の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

以上のことから、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和62年4月17日に訂正し、同年4月の標準報酬月額は、人事異動通知書等及び日本年金機構の回答から同年5月と同額の16万円とすることが必要である。

ただし、昭和62年4月17日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500071 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500015 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年12月1日から同年10月1日に訂正し、標準報酬月額については、同年10月を8万6,000円、同年11月を11万円とすることが必要である。

平成2年10月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成2年10月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

なお、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成2年12月1日から同年10月1日に訂正することに伴い、同年12月は厚生年金保険の被保険者期間ではなくなることになる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年8月1日から同年12月1日まで

② 平成2年12月26日から平成3年1月7日まで

入社日及び退職日をはっきりと覚えていないが、平成2年8月から平成3年1月7日頃までA社に常勤として勤務していた。厚生年金保険の加入記録は平成2年12月1日から同年12月26日までの期間しかないが、所持している給料明細書によると、平成2年11月分から平成3年1月分までの間、厚生年金保険料が控除されているため、年金記録が整合しない。このため、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①及び②においてもA社に常勤として勤務していたとして、

平成 2 年 9 月分から平成 3 年 1 月分までのものとする給料明細書等を提出している。

請求者が提出した上記給料明細書等については、平成 27 年に解散している A 社の元代表取締役が、請求者に対して交付したものである旨を回答しており、請求者が提出した平成 2 年分給与所得の源泉徴収票や預金通帳の写し等から、請求者の同社における平成 2 年 9 月から平成 3 年 1 月までの給料等に係る明細書であると推認できる。

また、上記給料明細書等のうち平成 2 年 11 月分から平成 3 年 1 月分までの給料明細書によると、いずれの月も厚生年金保険料が控除されていることを確認できるが、当該保険料は同年 10 月分から同年 12 月分までの保険料が翌月控除されたものと考えられる。

- 2 ところで、厚生年金特例法に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされ、記録される標準報酬月額は、報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 3 請求期間①については、請求者が提出した上記給料明細書、平成 2 年分給与所得の源泉徴収票等の資料により、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが推認できる。

また、上記のとおり、請求者の給与から平成 2 年 10 月分から同年 12 月分までの厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、請求期間①のうち平成 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、当該期間の標準報酬月額を上記給料明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同年 10 月は 8 万 6,000 円、同年 11 月は 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 2 年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主がこれを不明である旨を回答している上、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情もないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち、平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、請求者が提出した上記給料明細書及び平成 2 年分給与所得の源泉徴収票から同年 8 月分及び同年 9 月分の厚生年金保険料は請求者の給与から控除されてい

ないことが確認できる上、ほかに厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もないことから、記録を訂正することはできない。

- 4 請求期間②については、A社の元代表取締役が当時の書類等を保管していない旨を回答している上、当時、同社に勤務していた者に照会を行っても、請求者の同社における退職日を確認することはできない。

また、請求者が提出したA社に係る求人票では、賃金締切日は「毎月 15 日」、休日は「土日祝」と記載され、上記平成 3 年 1 月分の給料明細書では、「基本給」欄に「7 日分」と記載されていることからすると、賃金計算期間の開始日から土日祝を除いた 7 日後は平成 2 年 12 月 26 日となり、請求者の同社における雇用保険の離職日（平成 2 年 12 月 25 日）とおおむね一致している。

このほか、請求者の A 社における退職日を確認できる資料等はなく、ほかに請求者が請求期間②において同社に勤務していたことが確認できる資料等もない。

以上のことから、請求期間②については、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたとは認めることができず、記録を訂正することはできない。

- 5 なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項及び第 2 項並びに同法第 81 条第 2 項の規定によれば、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入（被保険者資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を 1 か月として被保険者期間に算入）し、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとされているところ、上記訂正後の請求者の A 社に係る被保険者期間は、平成 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 26 日までとなり、同年 12 月は被保険者期間ではなくなる上、同年 12 月は保険料の徴収対象とならないため、たとえ徴収対象とならない保険料が請求者の給与から控除されていたとしても、これを被保険者期間として認めるることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500033 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500012 号

## 第1 結論

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）について、請求者のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 4 日から同年 8 月 1 日まで

② 昭和 53 年 8 月 31 日から昭和 54 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間において、B事業所に臨時雇用のCとして勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びD事業所から提出された在職証明書、D事業所及びA事務所から提出された人事異動通知書並びにD事業所及びB事業所から提出された勤務記録等により、請求者は、昭和 53 年 4 月 4 日から同年 7 月 31 日までの期間及び昭和 53 年 8 月 31 日から昭和 54 年 3 月 31 日までの期間において、B事業所で臨時雇用のCとして勤務していたことが確認できる。

他方、D事業所の回答から、請求期間当時に請求者と同じA事務所管内の事業所でCとして勤務していたことが確認できた 6 名について、当該勤務期間に係る年金記録を確認したところ、年金記録が確認できない 2 名を除いて、共済組合及び国民年金への加入が各 2 名となっており、いずれも厚生年金保険への加入記録は確認できない。また、A事務所で厚生年金保険被保険者記録のある者に対する照会を通じて請求期間と同じ昭和 53 年度に A 事務所管内の事業所で臨時雇用の C として勤務していたことが把握できた 4 名について、当該勤務期間に係る年金記録を確認したところ、いずれも当該請求期間において厚生年金保険への加入記録は確認できない。

これらのことからすると、A事務所では、請求期間当時、必ずしも臨時雇用のCを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間

において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、D事業所、A事務所及びB事業所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していない旨を回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行なったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したこと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500047 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500014 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間に B 駅から徒歩 5 分から 10 分程の所にあった C で、D の業務を行っていた。夜勤のアルバイトだったが、給料は約 15 万円支給されており、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身が勤務していた事業所の名称について、うろ覚えながら A 事業所であったと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A 事業所と同一の名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、E 市を管轄する F 法務局は、E 市内において A 事業所という名称の商業・法人登記は見当たらない旨を回答している。

また、請求期間当時の G 地域内において、A 事業所と類似する名称の厚生年金保険の適用事業所が 3 事業所確認できることから、当該 3 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの名簿においても請求期間に請求者の氏名は見当たらない。

さらに、請求者が主張する事業所の名称、所在地及び業務内容に基づき類似性がある事業所数社に照会したところ、そのうちの 1 社は、請求期間において請求者が主張する E 市で C を経営していたが、請求者が在籍していたか否かは不明であり、保管している厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届の控えにも請求者の氏名は確認できない旨を回答している。

加えて、請求者は、請求者が主張する事業所の同僚等として名字のみ数名の者を挙げているが、当該同僚等を特定できず、連絡先も不明なため、照会することができない。

い。

このほか、請求者が請求期間に勤務していた事業所を特定することができず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、請求期間において請求者に厚生年金保険の被保険者記録はなく、昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日までは国民年金の被保険者期間となっている上、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 1 月に払い出されており、請求期間を含む昭和 56 年 10 月から昭和 60 年 3 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行なったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことなどを認めることはできない。